

工事関係者の皆様へ

建設業労働安全衛生マネジメントシステム

Construction Occupational Health Safety Management Systems

COHSMS リーフレット



 石川建設株式会社

(Construction Occupational Health and Safety Management Systems)

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）導入にあたり

今、企業に求められているものは、Corporate Social Responsibility（社会的責任）や Compliance（法令遵守）であります。建設業においても、本社経営や現場管理の全てに於いて、正にこのことが厳しく求められています。その基本となるものは、“安全第一”であり、“安全は全てに優先する”であります。

建設現場において、労働災害を100%無くすることはありえません。労働災害は起こりうるものと捉えることが重要であります。

そこで、公共或は民間の建設工事を請負う我々の責務は、「工事現場で起こりうる労働災害を限りなくゼロに近づける」ことにより、労働者の尊い命とその家族の安らぎを守ることは勿論のこと、更には社会基盤の整備を通して、各々の工事現場における安全と安心を発注者及び関係者並びに一般市民に提供することであると考えます。この安全と安心を継続的に提供できる企業が、自らの企業価値を向上し、必ず地域社会から信頼されるものと確信します。

よって、我社の労働安全衛生管理において“安全と安心の提供”を実行するため、ここに建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入を図り運用を開始します。

平成19年4月7日

石川建設株式会社

建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入宣言

私は、今日の厳しい建設産業を取巻く環境の中で、当社が社会に認められる企業として発展するためには、「ケガをさせないケガをしない」企業風土の構築が、重要な要因の一つと考えております。

先般、大惨事となりました電車脱線激突事故の教訓では、「稼ぐ第一」の元に「安全」を疎かにした結果ではなかったかと思えます。

建設業においても、日常的に普通の生活が営まれている環境の中で生産活動を行う産業であることから、一つの事故・災害が多くの方々を巻き込む可能性も決して否定できません。今日、あらゆる企業にとって「安全第一」が真剣に問われており、「安全を無視する企業に明日はない」と考えております。

このようなことから、当社においても「安全第一」のもと、まず皆さんが安全で安心して、気持ち良く働ける企業風土の構築を目指して、この度「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」の導入のため、その構築に取り組むこととしました。

このため、私も、事業者として自らやるべきことはやり、必要な環境・条件整備にも率先して努めますから、皆さんも、安全を守る心は一人ひとりの意識にあることを理解いただき、私と一緒に取り組んでいただきたい。

平成19年4月7日

代表取締役 石川 裕之

根拠となる法令

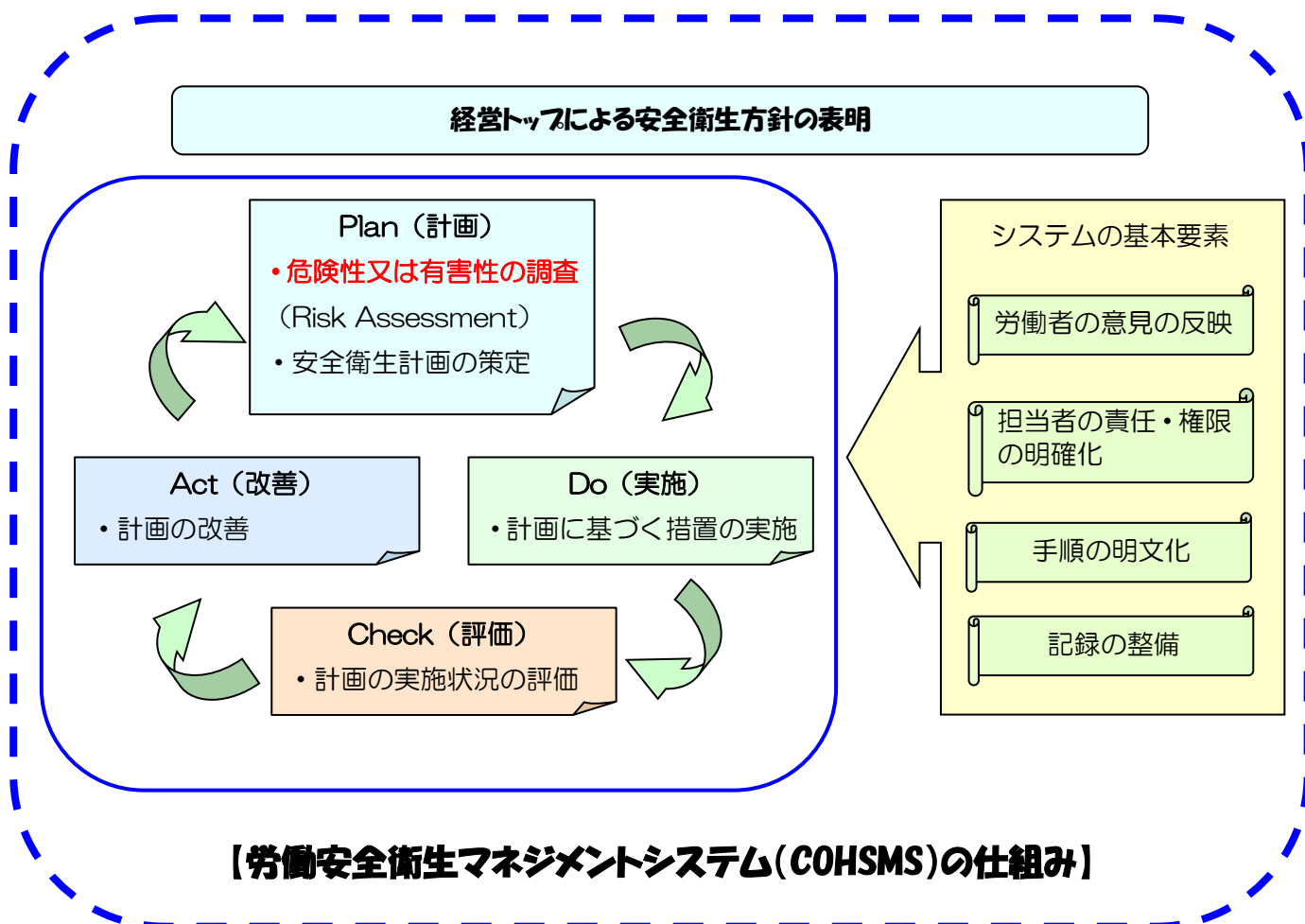
平成 17 年 11 月 2 日 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（法律第 108 号）公布
（技術上の指針等の公表等）

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する**危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。**ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

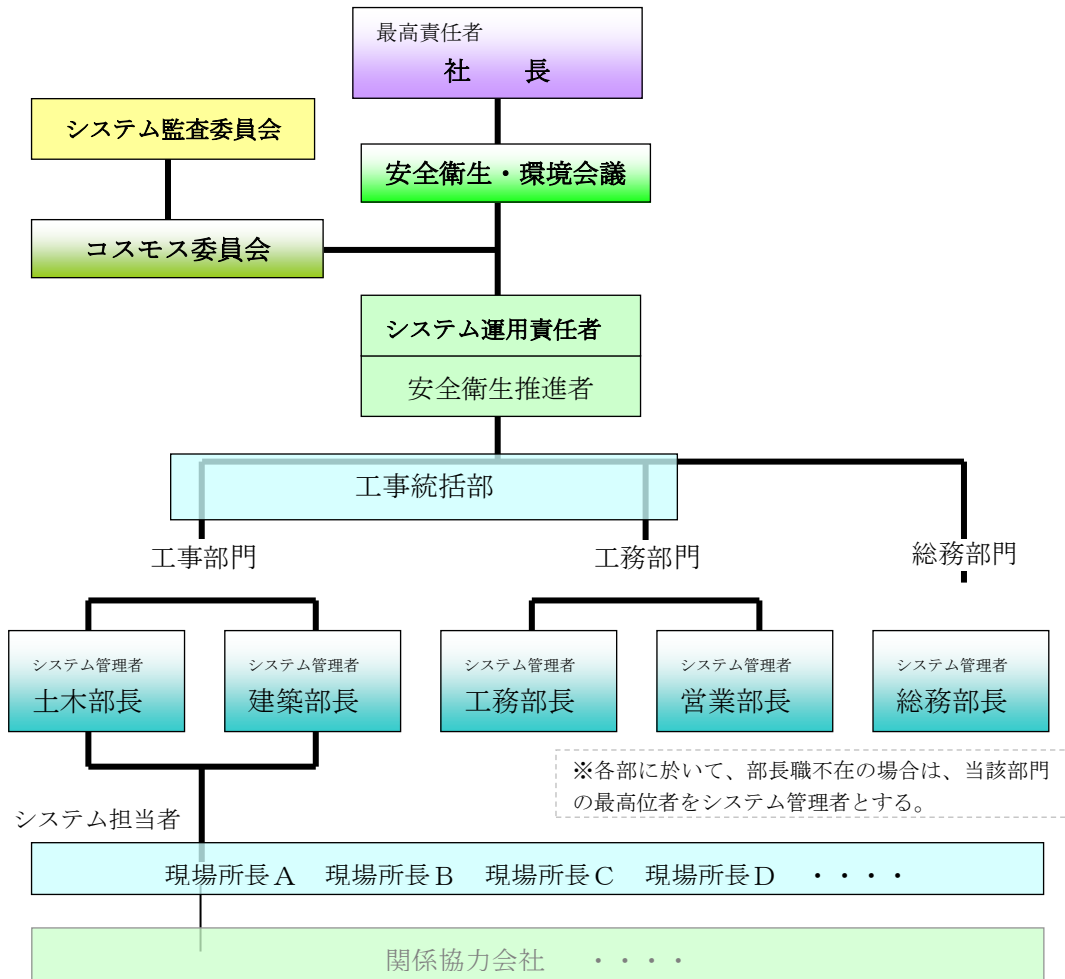
石川建設(株)は上記法改正にともない、「COHSMS ガイドライン」に基づいて、自主的な安全衛生活動の促進のための環境整備として、コスモシステム構築及び運用を進めております。当社における安全衛生活動の取り組み方及び手順を、広く関係者の皆様にご理解を頂きたく、このリーフレットを作成致しました。多いに活用されますと同時にご協力をよろしくお願いいたします。

危険性又は有害性の調査(リスクアセスメント)とは

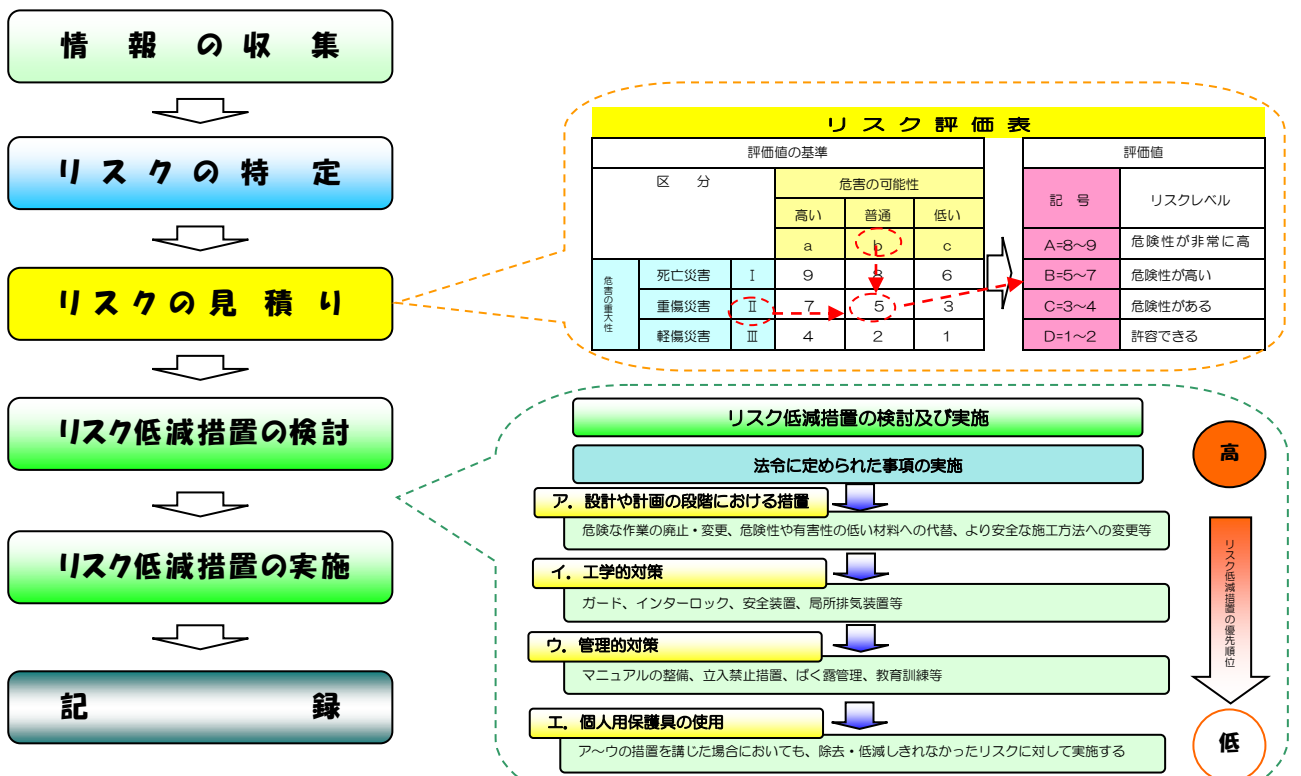
危険性（ケガをしそうなこと）又は有害性（病気になりそうなこと）の危険源（あぶないなあ）と思われることを、仕事にかかる前等に洗い出し、怖さの度合い（リスク）を見積り、対策を考え、優先度に合せたリスク低減措置をとる の一連の流れです。



実施体制



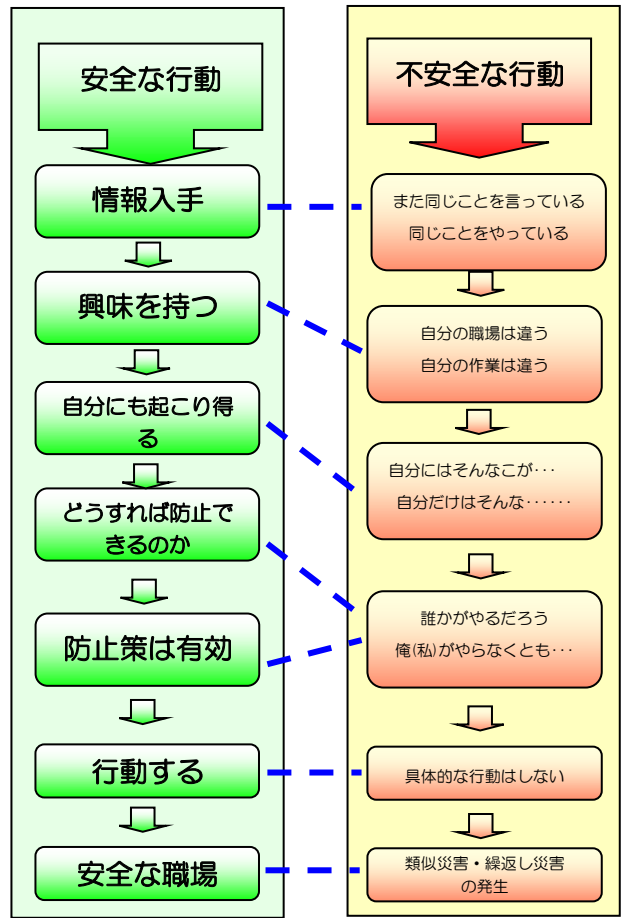
リスクアセスメントの手順



リスクアセスメント導入による効果

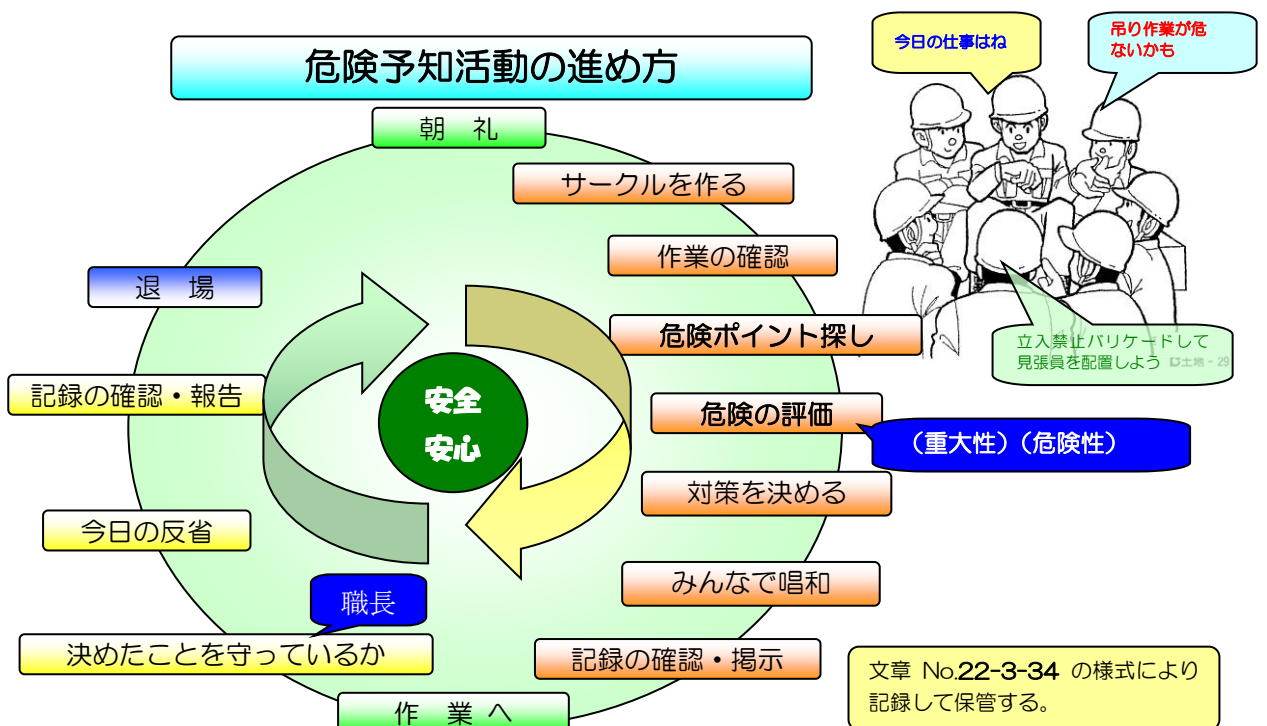
- ①現場等のリスクが明確になります。**
現場等の潜在的な危険性又は有害性が明らかになり、危険の芽（リスク）を事前につむことができます。
- ②リスクに対する認識を共有できます。**
リスクアセスメントは現場の作業員の参加を得て、管理監督者とともに進めるので、会社全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができますようになります。
- ③安全対策の合理的な優先順位が決定できます。**
リスクアセスメントの結果を踏まえて、事業者（社長）はすべてのリスクを低減させる必要がありますが、リスクの見積り結果等によりその優先順位を決めることができます。
- ④残留リスクに対して「守るべききめごと」の理由が明確になります。**
技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的な管理的措置を講じた上で、対応を作業員の注意に委ねることになります。この場合、リスクアセスメントに作業員が参加していると、なぜ、注意して作業しなければならないかの理由が理解されているので、守るべき決めごとが守られるようになります。
- ⑤全員参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。**
リスクアセスメントを会社全体で行うため、他の作業員が感じた危険についても情報が得られ、業務経験の浅い作業員も現場に潜在化している危険性又は有害性を感じることができるようになります。

行動姿勢の見直し



具体的な活動「危険予知活動」

我社では、これまで実施してきた一番身近な方法「KYK」を少し改善して、COHSMS手法 リスクアセスメントを活発に行うこと（「予見・予知・予防」）を目標に進めています。ここであらためて手順について確認していただき、事故・災害・病気等に遭遇しないための「動機づけ」に、この活動の活発な展開をお願いします。



安全衛生方針

我々は、社員及び協力業者の方々の命を守るために、関係法令等を遵守し、COHSMSを運用することにより、継続的に労働災害の撲滅に向けた改善を行うとともに、リスクマネジメント、並びに、充実したKY活動を社員・協力業者の協力を得て実施し、もって安全衛生水準の向上を目指す。

平成30年5月1日

代表取締役 石川裕之

安全衛生目標

平成30年度 安全衛生目標

『 作業員全員に対する安全周知の徹底 』

- ① 開口部の墜落転落防止措置を100%実施する。
- ② ワイヤーの安全点検マーキングを100%実施する。
- ③ 火気使用場所に消火器設置を100%実施する。
- ④ 足場の端部段差部の養生と注意看板設置を100%実施する。

👁️ 洗い出し・絞り込み事項

- A 始業前点検が完全実施されていない
 - 吊りワイヤーの点検とマーキングの完全実施
 - 作業員と使用機械との近接作業において隔離措置(誘導員配置)の完全実施
 - 上下作業の禁止・安全確認の徹底
 - 掘削時の地山見張員の配置
 - 誘導員の指示の徹底
 - 重機作業時の誘導、合図の徹底
 - 重機の作業半径に入り込み接触する
 - クレーン車の転倒防止の対策
- B KY活動を100%実施する(内容を充実させる)
 - 混在作業時の連絡調整の徹底
 - 作業計画の完全実施
 - 作業員全員が参加し理解する
 - 危険予知活動をもっと活性化させる
- C 作業員の健康状態確認(朝礼時)
 - 定期健康診断の実施確認(血圧測定)
- D 仮設設備の不備による墜落・転落災害をゼロとする
 - 足場板を固定して使用する
 - 安全帯の完全使用
 - 足場等の開口部からの転落、墜落防止対策
 - 墜落・転落の防止
 - 崩壊・倒壊による災害防止
- E ヒヤリハット (報告が少ない)
- F 安全衛生・環境パトロールの強化
- G 有資格者の適正配置
- H 交通災害の防止

平成 28年度 店社 安全衛生計画

(システム文書 No.10-2-1)

安全衛生計画の重点実施事項、実施事項、目標を示します。

重点実施事項	実施項目	目標
安全衛生管理体制の活性化を図る	1 安全衛生・環境会議を毎月実施する	毎月第3金曜日
	2 コスモス委員会を毎月実施・活動評価・改善	毎月第2火曜日
	3 店社と一体で現場安全衛生管理活動に取り組む	定期災防協開催
	4 関係協力会社の安全衛生管理の評価を行う	評価「C」以上
仮設設備の不備による墜落・転落災害をゼロにする	1 開口(隙間)部・足場端部の墜落転落防止措置を100%実施する。	(毎日)パトロール時実施
	2 ワイヤーの安全点検マーキングを100%実施する。	(毎日)100%実施
	3 火気使用場所に消火器設置を100%実施する。	(毎日)100%実施
	4 足場の端部段差部の養生と注意看板設置を100%実施する。	(毎日)100%実施
安全衛生教育を計画的に開催し、安全衛生意識高揚を図る	1 KY活動活性化教育を実施する	現場毎パトロール時
	2 安全衛生等の研修会・講習会に計画的に参加	教育訓練計画書
	3 作業等に必要な資格等の取得を計画的に行う	教育訓練計画書
	4 COHSMS研修会を実施する	年1回
安全衛生活動計画	1 KY活動を評価する	毎月現場業者毎
	2 店社安全衛生・環境パトロールを実施する	毎月第2金曜日
	3 特別パトロールを実施する	原則年4回
	4 COHSMS監査	年1回(9月)
年度行事計画	1 全体会議	年1回(5月)
	2 安全祈願祭	年1回(7月)
	3 定期健康診断	年1回(7月)
	4 緊急事態対応訓練	年1回(10月)
	5 安全大会	年1回(10月)
	6 衛生講話	年1回(2月)
	7	

なお、各現場においては、店社の安全衛生計画(10-2-1)を踏まえて、工事安全衛生計画(22-3-9)を作成して安全衛生管理を推進します。現場で作業等に従事される皆さんには、これらの計画をご理解いただき、「安全・安心」の提供に努めますので、ご協力をお願いします。

COHSMS SYSTEM 規程

店社において必要な 16 項目		作業所において必要な 13 項目	
1	安全衛生方針の表明	17	工事安全衛生方針の表明
2	労働者の意見の反映	18	労働者の意見の反映
3	システム体制の整備	19	システム体制の周知等
4	システム教育の実施	20	関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
5	関係請負人の安全衛生管理能力等の評価	21	明文化
6	明文化	22	記録
7	記録	23	危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
8	危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定	24	工事安全衛生目標の設定
9	安全衛生目標の設定	25	工事安全衛生計画の作成
10	安全衛生計画の作成	26	工事安全衛生計画の実施及び運用
11	安全衛生計画の実施等	27	緊急事態への対応
12	緊急事態への対応	28	日常的な点検及び改善等
13	日常的な点検及び改善等	29	労働災害発生原因の調査
14	労働災害発生原因の調査		
15	システム監査	当社 COHSMS 規程の目次を示しています。内容については、システム管理者等にご確認願います。なお、運用・見直しを逐次実施していますので、内容の変更があることご理解願います。	
16	システムの見直し		

作業所で使用する様式類

システム文章 No.	様式項目	システム文章 No.	様式項目
22-3-1	工事着手前チェックリスト	22-3-26	持込機械使用届
22-3-2	官公庁提出書類チェックリスト	22-3-27	工事用車輛届
22-2-1	災害防止協議会規程	22-3-28	施工手順書
22-3-3	災害防止協議会会議次第	22-3-29	施工体制台帳
22-3-4	災害防止協議会出席者名簿	22-3-30	建設業法・雇用改善法に基づく届出書
22-3-5	災害防止協議会開催時安全パトロール記録	22-3-31	新規入場者教育リーフレット
22-3-6	災害防止協議会議事録	22-3-32	新規入場者個人調査票
22-3-7・8	安全衛生管理体制（災害防止協議会組織図）土木・建築	22-3-34	危険予知活動記録
22-3-9	工事安全衛生計画	22-3-35	ヒヤリ・ハット改善提案報告書
22-3-10	危険性・有害性の調査及び低減対策表	22-3-36	足場組立等作業開始前点検表
22-3-11	法定安全衛生作業計画書	22-3-37	型枠支保工点検表
22-3-12	作業所緊急時連絡表	22-3-38	地山掘削点検表
22-3-13	安全衛生作業打合せ記録（連絡調整）	22-3-39	土止め支保工点検表
22-3-14	日常巡視チェックリスト	22-3-40	車両系建設機械点検表
22-3-15	協力会社評価表	22-3-41	車両系（クレーン仕様）建設機械点検表
22-3-17	安全衛生誓約書	22-3-42	電気機械器具等点検表
22-3-18	作業員名簿	22-3-43	玉掛用具作業開始前点検表
22-3-18-2	年少者就労報告書	22-3-44	移動式クレーン点検表
22-3-19	送出し教育実施報告書	22-3-45	安全帯日常点検表
22-3-20	入所時教育結果報告書	22-3-46	親綱日常点検表
22-3-21	職長・安全衛生責任者選任届	22-3-47・48	作業日報（土木・建築）
22-3-22	作業主任者選任届		
22-3-23	作業指揮者選任届		
22-3-24	就業制限業務従事者届（免許・技能講習有資格者）		
22-3-25	特別教育等業務従事者届		

当社 COHSMS 規程に基づいて作業所で運用している様式類のリストです。これらの様式に関しましては内容変更を逐次実施して使いやすいように改良を重ねています。様式の内容に関しましては、システム管理者等にお尋ねください。

参考資料

- ・ <改正>建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの解説 建設業労働災害防止協会
- ・ 改訂 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）構築の手引き 建設業労働災害防止協会
- ・ 改訂 12 版 労働安全衛生法詳説 井上 浩著
- ・ 安全管理の現場力 樋口 勲著
- ・ 建設業労働災害防止協会 ホームページ
- ・ 中央労働災害防止協会 ホームページ
- ・ 石川建設(株) COHSMS SYSYTEM 規程

平成 20 年 2 月 15 日	第 1 回発行
平成 20 年 5 月 1 日	第 2 回発行
平成 21 年 5 月 1 日	第 3 回発行
平成 22 年 5 月 1 日	第 4 回発行
平成 23 年 5 月 1 日	第 5 回発行
平成 24 年 5 月 1 日	第 6 回発行
平成 25 年 5 月 1 日	第 7 回発行
平成 26 年 5 月 1 日	第 8 回発行
平成 27 年 5 月 1 日	第 9 回発行
平成 28 年 5 月 1 日	第 10 回発行
平成 29 年 5 月 1 日	第 11 回発行
平成 30 年 5 月 1 日	第 12 回発行

発 行 石川建設株式会社
代表取締役 石川裕之
コスモス委員会
委員長 室井 真人
住 所 那須塩原市高砂町 5-12
電 話 0287-62-0054

このリーフレットは、石川建設(株)建設業安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)について、ダイジェスト版として広く関係各位の方々にご理解を頂くために作成したものです。この仕組みについては、これからますます研鑽を積み、また、皆様からのご意見を反映して、より良いものに改善していきたいと考えておりますので、今後とも皆様の、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。